

様式第1号(乙) (第2条関係)

収 支 報 告 書

令和6年4月25日

堺市議会議長 的場 慎一 様

議員氏名

井関 貴史

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和5年度政務活動費について次のとおり報告します。

収入

(単位 円)

収 入 の 種 類	決 算 額	算 出 基 礎 等
1 政務活動費	2,970,000	@270,000円 × 11ヶ月 = 2,970,000 円
2 その他		
収 入 合 計	2,970,000	

支出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調 査 研 究 費	42,545	42,545	市政調査費
研 修 費			
要 請 ・ 陳 情 活 動 費			
会 議 費			
資 料 作 成 費			
資 料 購 入 費	8,400	8,400	新聞代
広 報 ・ 広 聴 費	70,434	70,434	市政報告の印刷・ポスティング等
人 件 費	639,455	639,455	事務員の雇用、求人掲載費等
事 務 ・ 事 務 所 費	1,853,070	1,853,070	事務所の借上げ・備品代等
支 出 合 計	2,613,904	2,613,904	

様式第 1 4 号（第 7 条関係）

令和年 6 度 事業実施報告書

会派の名称・議員氏名

井関貴史

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
【調査研究費】 市政調査	10/1～11/30	市政に関する調査研究を行うため、福岡市、佐賀県に行政視察を行なった。
【資料購入費】 新聞購読	6/1～7/31	市政に関する調査研究を行うため、期間限定で購読を行なった。
【広報・広聴費】 広報誌の配布	7/1～3/31	市政活動報告書を作成・配布した。
【人件費】 事務員の雇用	10/1～3/31	市政に関する調査研究を行うため、事務員を雇用した。
【事務・事務所費】 事務所の賃貸	5/1～3/31	市政報告に関する調査研究を行うため、堺区南三国が丘町において事務所を借り上げた。

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名					井関 貴史		
年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
5月8日	5-1		3,080	-3,080	ごみ処理代 4月分	⑨	
5月10日	5-2		1,593	-4,673	電気代 3月分	⑨	
5月10日	5-3		567	-5,240	楽天モバイル使用料 3月分	⑨	
5月10日	5-4		7,155	-12,395	固定電話・インターネット使用料 4月分	⑨	
5月10日	5-5		1,260	-13,655	アマゾン 文房具	⑨	
5月10日	5-6		1,184	-14,839	アマゾン 文房具	⑨	
5月10日	5-7		15,006	-29,845	アスクル 事務用品等	⑨	
5月10日	5-8		44,320	-74,165	ニトリ オフィスチェア	⑨	
5月10日	5-9		1,268	-75,433	コーナン 事務用品	⑨	
5月10日	5-10		3,232	-78,665	コーナン 事務用品	⑨	
5月11日	5-11		6,136	-84,801	ニトリ ゴミ箱・遮熱シート	⑨	
5月22日	5-12		64,000	-148,801	事務所賃借料 6月分	⑨	
5月29日	5-13		126,544	-275,345	エディオン パソコン本体	⑨	
5月29日	5-14		32,780	-308,125	エディオン パソコンサプライ品	⑨	
月計		0	308,125	-308,125			
累計		0	308,125	-308,125			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名					井関 貴史	
年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目 その他
				-308,125	前月繰越	
6月8日	6-1		3,080	-311,205	ごみ処理代 5月分	⑨
6月8日	6-2		88	-311,293	駐車場代	⑨
6月9日		540,000		228,707	政務活動費受入れ 5～6月分	
6月12日	6-3		2,643	226,064	電気代 4月分	⑨
6月12日	6-4		1,905	224,159	楽天モバイル使用料 4月分	⑨
6月12日	6-5		10,437	213,722	固定電話・インターネット使用料 5月分	⑨
6月12日	6-6		2,621	211,101	コーナン 消耗品(衛生用品)	⑨
6月12日	6-7		230	210,871	アマゾン 油性ペン(ハイマッキー)	⑨
6月12日	6-8		302	210,569	アマゾン 油性ペン(マッキー)	⑨
6月12日	6-9		576	209,993	アマゾン ボールペン(黒)	⑨
6月12日	6-10		2,371	207,622	アマゾン ボールペン(赤)、個人情報保護 スタンプカートリッジ	⑨
6月12日	6-11		1,212	206,410	アマゾン 個人情報保護スタンプ	⑨
6月12日	6-12		281	206,129	アマゾン 衛生用品(重曹)	⑨
6月12日	6-13		2,567	203,562	アマゾン ラベルシール	⑨
6月12日	6-14		5,564	197,998	アスクル プリンターインク	⑨
6月12日	6-15		1,848	196,150	梅田ロフト 文房具(カッター&オープナー、 印マット付朱肉)	⑨
6月15日	6-16		792	195,358	文房具	⑨
6月22日	6-17		123,832	71,526	電動自転車	⑨
6月23日	6-18		64,000	7,526	事務所賃貸料 7月分	⑨
6月25日	6-19		4,200	3,326	産経新聞 6月分	⑥
6月25日	6-20		264	3,062	セリア ゴム手袋	⑨
6月26日	6-21		2,544	518	水道代 4・5月分	⑨
6月27日	6-22		140	378	文房具(ボンド)	⑨
6月29日	6-23		880	-502	ダスキン モップレンタル料	⑨
月 計		540,000	232,377	-502		
累 計		540,000	540,502	-502		

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) ①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名					井関 貴史		
年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				-502	前月繰越		
7月1日	7-1		5,212	-5,714	消耗品費（衛生用品）	⑨	
7月10日		810,000		804,286	政務活動費受入		
7月10日	7-2		3,080	801,206	ごみ処分代 6月分	⑨	
7月10日	7-3		2,659	798,547	電気代 5月分	⑨	
7月10日	7-4		9,038	789,509	固定電話・インターネット使用料 6月分	⑨	
7月18日	7-5		378	789,131	文具 のり	⑨	
7月25日	7-6		4,200	784,931	産経新聞 7月分	⑥	
7月25日	7-7		64,000	720,931	事務所賃貸料 8月分	⑨	
7月25日	7-8		880	720,051	ダスキン モップレンタル料	⑨	
7月27日	7-9		26,400	693,651	ダスキン トイレ清掃代	⑨	
7月27日	7-10		535	693,116	Amazon 文房具 はさみ	⑨	
7月27日	7-11		174	692,942	Amazon 換気扇用ホコリ取りフイ ルター	⑨	
7月27日	7-12		5,992	686,950	Amazon トイレ収納キャスター付 きラック	⑨	
7月27日	7-13		6,925	680,025	ラクスル ポスター	⑨	
7月27日	7-14		2,613	677,412	楽天モバイル使用料 5月分	⑨	
7月28日	7-15		17,600	659,812	エアコンクリーニング代	⑨	
7月28日	7-16		17,600	642,212	輪転機廃棄料	⑨	
月 計		810,000	167,286	642,212			
累 計		1,350,000	707,788	642,212			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

井関 貴史

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				642,212	前月繰越		
8月8日	8-1		3,080	639,132	ごみ処分代 7月分	⑨	
8月10日	8-2		2,032	637,100	電気代 6月分	⑨	
8月13日	8-3		880	636,220	封筒、ペーパータオル、紙コップ	⑨	
8月16日	8-4		8,800	627,420	不用品回収代	⑨	
8月22日	8-5		1,584	625,836	ダスキンモップレンタル代	⑨	
8月22日	8-6		246	625,590	ダスキン（酸素系漂白剤）	⑨	
8月24日	8-7		1,566	624,024	布（綿ローン刺繍）	⑨	
8月25日	8-8		64,000	560,024	事務所賃貸料 9月分	⑨	
8月26日	8-9		316	559,708	シャープペン替え芯	⑨	
8月27日	8-10		476	559,232	ボールペン、シャープペン替え芯	⑨	
8月28日	8-11		2,314	556,918	水道代6・7月分	⑨	
8月28日	8-12		9,586	547,332	固定電話・インターネット使用料 7月分	⑨	
8月28日	8-13		2,756	544,576	楽天モバイル使用料 6月分	⑨	
8月28日	8-14		2,194	542,382	電気代 7月分	⑨	
8月28日	8-15		17,584	524,798	Amazon カラス除けゴミストッ カー	⑨	
8月28日	8-16		987	523,811	Amazon アルコールスプレー	⑨	
8月29日	8-17		202	523,609	ペン	⑨	
月 計		0	118,603	523,609			
累 計		1,350,000	826,391	523,609			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃貸料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

井関 貴史

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				523,609	前月繰越		
9月6日	9-1		725	522,884	労働保険料	⑧	
9月8日	9-2		3,080	519,804	ごみ処理代 8月分	⑨	
9月15日	9-3		176	519,628	ソフトジッパーバッグ	⑨	
9月18日	9-4		88	519,540	スプレーボトル	⑨	
9月19日	9-5		492	519,048	ダスキン 塩素系漂白剤	⑨	
9月19日	9-6		1,584	517,464	ダスキン モップレンタル料	⑨	
9月25日	9-7		64,000	453,464	事務所賃貸料 10月分	⑨	
9月27日	9-8		8,224	445,240	Twitter B l u e	⑦	
9月27日	9-9		2,420	442,820	楽天モバイル使用料 7月分	⑨	
9月27日	9-10		858	441,962	アマゾン ペンケース	⑨	
9月27日	9-11		337	441,625	アマゾン 付箋	⑨	
9月27日	9-12		436	441,189	アマゾン ボールペン	⑨	
9月27日	9-13		879	440,310	アマゾン スリッパ	⑨	
9月27日	9-14		3,228	437,082	アマゾン ペン立て、スリッパ	⑨	
9月27日	9-15		452	436,630	アマゾン シャープペン替え芯0.5mm、0.3mm 各×2	⑨	
9月27日	9-16		738	435,892	アマゾン シャープペン	⑨	
9月27日	9-17		1,199	434,693	アマゾン ジッパー付きファイルBOX	⑨	
9月27日	9-18		200	434,493	アマゾン ボールペン0.4mm 青	⑨	
9月27日	9-19		393	434,100	アマゾン ボールペン0.4mm 赤	⑨	
9月27日	9-20		1,984	432,116	アマゾン ミネラルウォーター500mm×24本	⑨	
9月27日	9-21		2,204	429,912	アマゾン プリンターインクカートリッジ ブラック	⑨	
9月27日	9-22		9,214	420,698	固定電話・インターネット使用料 8月分	⑨	
9月27日	9-23		6,244	414,454	電気代 8月分	⑨	
月 計		0	109,155	414,454			
累 計		1,350,000	935,546	414,454			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

井関 貴史

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				414,454	前月繰越		
10月2日	10-1		305	414,149	ココカラファイン ゴミ袋	⑨	
10月10日		810,000		1,224,149	政務活動費10月～12月分受入		
10月10日	10-2		3,080	1,221,069	ごみ処理代 9月分	⑨	
10月12日	10-3		580	1,220,489	視察旅費	①	
10月12日	10-4		420	1,220,069	視察旅費	①	
10月13日	10-5		563	1,219,506	視察旅費（タクシー代）	①	
10月13日	10-6		382	1,219,124	視察旅費（タクシー代）	①	
10月13日	10-7		580	1,218,544	視察旅費	①	
10月16日	10-8		421	1,218,123	ココカラファイン アルコールスプレー本体	⑨	
10月17日	10-9		67	1,218,056	普通郵便（第一種定形）	⑨	
10月17日	10-10		1,584	1,216,472	ダスキン モップレンタル料	⑨	
10月17日	10-11		492	1,215,980	ダスキン 酸素系漂白剤	⑨	
10月18日	10-12		94	1,215,886	ココカラファイン ペーパータオル	⑨	
10月26日	10-13		64,000	1,151,886	事務所賃貸料 11月分	⑨	
10月26日	10-14		2,314	1,149,572	水道代 8・9月分	⑨	
10月27日	10-15		35,284	1,114,308	インディード（求人掲載費）	⑧	
10月27日	10-16		4,608	1,109,700	電気代 9月分	⑨	
10月27日	10-17		1,952	1,107,748	マイクロソフト（サブスクリプション代）	⑨	
10月27日	10-18		2,317	1,105,431	楽天モバイル使用料 8月分	⑨	
10月27日	10-19		9,199	1,096,232	固定電話・インターネット使用料 9月分	⑨	
10月30日	10-20		825	1,095,407	宝泉 お菓子	⑦	
10月30日	10-21		313	1,095,094	ココカラファイン トイレクイックル	⑨	
月計		810,000	129,360	1,095,094			
累計		2,160,000	1,064,906	1,095,094			

備考1「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

井関 貴史

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				1,095,094	前月繰越		
11月2日	11-1		1,511	1,093,583	ココカラファイン アースノーマット	⑨	
11月2日	11-2		34,300	1,059,283	9・10月分 阪辻 日南子 給料	⑧	
11月7日	11-3		56,752	1,002,531	10月分 小松 遥香 給料	⑧	
11月8日	11-4		3,080	999,451	ごみ処理代 10月分	⑨	
11月14日	11-5		880	998,571	ダスキン モップレンタル料	⑨	
11月14日	11-6		208	998,363	事務用品 のり	⑨	
11月20日	11-7		16,320	982,043	自転車	⑨	
11月24日	11-8		64,000	918,043	事務所家賃（12月分）	⑨	
11月27日	11-9		4,974	913,069	充電器	⑨	
11月27日	11-10		688	912,381	スタンプ台（朱肉）	⑨	
11月27日	11-11		2,528	909,853	シャチハタ×2	⑨	
11月27日	11-12		3,699	906,154	事務所電気代 10月分	⑨	
11月27日	11-13		1,852	904,302	楽天モバイル使用料 9月分	⑨	
11月27日	11-14		977	903,325	印鑑ケース	⑨	
11月27日	11-15		17,688	885,637	鍵交換（玉座交換）、合鍵	⑨	
11月27日	11-16		4,312	881,325	ラクスル チラシ	⑦	
11月27日	11-17		34,300	847,025	視察旅費（10月分）	①	
11月27日	11-18		5,720	841,305	視察旅費（10月分）	①	
11月27日	11-19		8,748	832,557	インディード 求人掲載費	⑧	
11月27日	11-20		9,109	823,448	固定電話・インターネット使用料 10月分	⑨	
月計		0	271,646	823,448			
累計		2,160,000	1,336,552	823,448			

備考1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名					井関 貴史		
年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				823,448	前月繰越		
12月5日	12-1		42,130	781,318	11月分 小松遥香 給料	⑧	
12月5日	12-2		67,040	714,278	11月分 阪辻日南子 給料	⑧	
12月6日	12-3		1,297	712,981	ココカラファイン ハイター他	⑨	
12月8日	12-4		3,080	709,901	事務所ごみ処理代 11月分	⑨	
12月12日	12-5		880	709,021	ダスキン モップレンタル代	⑨	
12月25日	12-6		64,000	645,021	事務所賃貸料 1月分	⑨	
12月26日	12-7		2,390	642,631	事務所水道代	⑨	
12月27日	12-8		4,303	638,328	ラクスル チラシ	⑦	
12月27日	12-9		2,065	636,263	事務所 電気代 11月分	⑨	
12月27日	12-10		2,268	633,995	楽天モバイル使用料 10月分	⑨	
12月27日	12-11		5,240	628,755	Amazon 事務所備品	⑨	
12月27日	12-12		748	628,007	Amazon 事務用品	⑨	
12月27日	12-13		9,271	618,736	固定電話・インターネット使用料 11月分	⑨	
12月27日	12-14		217,104	401,632	携帯電話	⑨	
12月29日	12-15		2,218	399,414	ココカラファイン 掃除用品	⑨	
12月29日	12-16		173	399,241	ココカラファイン 掃除用品	⑨	
月計		0	424,207	399,241			
累計		2,160,000	1,760,759	399,241			

備考1「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

井関 貴史

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				399,241	前月繰越		
1月4日	1-1		89,176	310,065	12月分 小松遥香 給料	⑧	
1月4日	1-2		66,000	244,065	12月分 阪辻日南子 給料	⑧	
1月9日	1-3		3,080	240,985	事務所ごみ処理代 12月分	⑨	
1月9日	1-4		880	240,105	ダスキン モップレンタル料	⑨	
1月10日		810,000		1,050,105	政務活動費 受け入れ1月～3月分		
1月12日	1-5		440	1,049,665	セリア 事務用品	⑨	
1月12日	1-6		607	1,049,058	高島屋 事務用品	⑨	
1月18日	1-7		264	1,048,794	ワッツ 事務用品	⑨	
1月18日	1-8		492	1,048,302	成城石井 事務所飲料代	⑨	
1月18日	1-9		2,270	1,046,032	コーナン 事務所用玄関手すり	⑨	
1月18日	1-10		352	1,045,680	キャンドゥ 事務用品	⑨	
1月25日	1-11		64,000	981,680	事務所賃貸料 2月分	⑨	
1月29日	1-12		4,303	977,377	ラクスル チラシ	⑦	
1月29日	1-13		992	976,385	ラクスル 名刺	⑨	
1月29日	1-14		3,100	973,285	事務所 電気代 12月分	⑨	
1月29日	1-15		2,000	971,285	楽天モバイル使用料 11月分	⑨	
1月29日	1-16		3,825	967,460	Amazon インクカートリッジ	⑨	
1月29日	1-17		3,825	963,635	Amazon インクカートリッジ	⑨	
1月29日	1-18		9,340	954,295	固定電話・インターネット使用料 12月分	⑨	
1月30日	1-19		205	954,090	事務所 飲料代	⑨	
月計		810,000	255,151	954,090			
累計		2,970,000	2,015,910	954,090			

備考1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃貸料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 井関 貴史

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				954,090	前月繰越		
2月2日	2-1		1,541	952,549	サンブラザ 事務所 飲料代	⑨	
2月2日	2-2		33,520	919,029	1月分 小松遥香 給料	⑧	
2月2日	2-3		95,728	823,301	1月分 阪辻日南子 給料	⑧	
2月6日	2-4		880	822,421	ダスキン モップレンタル料	⑨	
2月8日	2-5		3,080	819,341	事務所ごみ処理代 1月分	⑨	
2月9日	2-6		189	819,152	ココカラファイン 事務所飲料代	⑨	
2月9日	2-7		305	818,847	ココカラファイン 事務所掃除用品	⑨	
2月9日	2-8		884	817,963	宝泉 お菓子	⑦	
2月10日	2-9		294	817,669	コーナン 事務所用コンセントプレート	⑨	
2月13日	2-10		244	817,425	ココカラファイン 飲料代	⑨	
2月20日	2-11		2,038	815,387	サンブラザ 飲料代	⑨	
2月20日	2-12		848	814,539	ココカラファイン トイレ用品	⑨	
2月22日	2-13		1,740	812,799	ココカラファイン 殺虫剤 他	⑨	
2月22日	2-14		64,000	748,799	事務所賃貸料 3月分	⑨	
2月23日	2-15		886	747,913	ニトリ 掃除用品 他	⑨	
2月23日	2-16		624	747,289	無印良品 事務用品	⑨	
2月26日	2-17		2,467	744,822	事務所水道代	⑨	
2月26日	2-18		47,033	697,789	ラクスル チラシ印刷・配布	⑦	
2月27日	2-19		1,977	695,812	Amazon ポリ手袋	⑨	
2月27日	2-20		3,090	692,722	Amazon タイムカード 他	⑨	
2月27日	2-21		23,810	668,912	Amazon タイムレコーダー	⑨	
2月27日	2-22		3,430	665,482	事務所電気代 1月分	⑨	
2月27日	2-23		2,784	662,698	楽天モバイル使用料 12月分	⑨	
2月27日	2-24		1,664	661,034	Amazon ペーパータオル	⑨	
2月27日	2-25		1,651	659,383	Amazon 飲料代	⑨	
2月27日	2-26		941	658,442	Amazon ペーパーウェイト	⑨	
2月27日	2-27		11,631	646,811	Amazon プリンターインク他	⑨	
2月27日	2-28		9,288	637,523	固定電話・インターネット使用料 1月分	⑨	
月計		0	316,567	637,523			
累計		2,970,000	2,332,477	637,523			

備考1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名					井関 貴史		
年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				637,523	前月繰越		
3月4日	3-1		110,072	527,451	2月分 阪辻日南子 給料	⑧	
3月5日	3-2		880	526,571	ダスキン モップレンタル料	⑨	
3月5日	3-3		40,196	486,375	オフィスコム 事務用机、椅子	⑨	
3月8日	3-4		3,080	483,295	事務所ゴミ処理代 2月分	⑨	
3月22日	3-5		550	482,745	宝泉 お菓子	⑦	
3月25日	3-6		64,000	418,745	事務所賃貸料 4月分	⑨	
3月26日	3-7		490	418,255	ジャパン 事務所用飲料代	⑨	
3月27日	3-8		13,656	404,599	ノートンウイルスソフト代	⑨	
3月27日	3-9		26,400	378,199	Amazon 事務所用パーテーション	⑨	
3月27日	3-10		982	377,217	Amazon 飲料代	⑨	
3月27日	3-11		984	376,233	Amazon 飲料代	⑨	
3月27日	3-12		3,947	372,286	事務所電気代 2月分	⑨	
3月27日	3-13		4,378	367,908	楽天モバイル使用料 1月分	⑨	
3月27日	3-14		2,375	365,533	Amazon USBハブ	⑨	
3月27日	3-15		9,437	356,096	固定電話・インターネット使用料 2月分	⑨	
月計		0	281,427	356,096			
累計		2,970,000	2,613,904	356,096			

備考1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名 井関 貴史

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]		
住 所	〒[REDACTED] 河内長野市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	2023 年 9 月 29 日 ～ 2024 年 3 月 31 日		
雇用形態	☒ 直接雇用 ☐ その他（派遣等）		
勤務時間数	28 時間 / 週 （1 日 7 時間× 4 日 / 週） ※業務内容によって勤務時間、勤務日数に変動有		
賃金額	☐ 月額 ☐ 日額 ☒ 時給	1,300 円	
業務内容	☒ 政務活動 ☐ 政党活動 ☒ 後援会活動 ☐ （ ）活動		
按分	80 %	☒ 勤務実態をもとに算定 <u>（週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間） 22.4 時間</u> （週勤務時間数） 28 時間	
		☐ 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	☐ 生計を一にしない親族 ☒ 第三者 ☐ その他（ ） ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備 考			

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動＋後援会活動	1 / 2
政務活動＋後援会活動＋政党活動	1 / 3

（上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。）

雇 用 契 約 書

ふりがな	■■■■■■■■■■	生 年 月 日
氏 名	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■
現 住 所	大阪府河内長野市■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	TEL ■■■■■■■■■■

下記の条件で契約します。

雇用期間	2023 年 9 月 29 日から 2024 年 3 月 31 日まで
就業場所	堺市堺区南三国ヶ丘町 3-5-24 井関貴史事務所
仕事内容	政務活動の補助
就業時間 (休憩時間)	午前 9 時から午後 5 時まで (休憩時間：正午から午後 1 時まで)
出勤日 (休日)	週 3 日 (休日：日曜・祝日)
給与 (賃金)	時給 1,300 円 別途交通費支給
給与支払	月末締め翌月 5 日払い
給与振込先	三菱 UFJ 銀行 町田駅前支店 普通 ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■

上記契約期間満了をもって本契約を解消する。

契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。

令和 5 年 9 月 29 日

雇用者 井関貴史事務所 井関 貴史



被雇用者



雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名 井関 貴史

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]		
住 所	〒 [REDACTED] 河内長野市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	2023 年 10 月 30 日 ～ 2024 年 3 月 31 日		
雇用形態	☒ 直接雇用 ☐ その他（派遣等）		
勤務時間数	24 時間 / 週 （1 日 6 時間 × 4 日 / 週） ※業務内容によって勤務時間、勤務日数に変動有		
賃金額	☐ 月額 ☐ 日額 ☒ 時給	1,300 円	
業務内容	☒ 政務活動 ☐ 政党活動 ☒ 後援会活動 ☐ （ ）活動		
按分		☒ 勤務実態をもとに算定 <u>（週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間） 19.2 時間</u> （週勤務時間数） 24 時間	
	80 %	☐ 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	☐ 生計を一にしない親族 ☒ 第三者 ☐ その他（ ） ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備 考			

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動＋後援会活動	1 / 2
政務活動＋後援会活動＋政党活動	1 / 3

（上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。）

雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		
現 住 所	大阪府河内長野市	TEL
下記の条件で契約します。		
雇用期間	2023 年 10 月 30 日から 2024 年 3 月 31 日まで	
就業場所	堺市堺区南三国ヶ丘町 3-5-24 井関貴史事務所	
仕事内容	政務活動の補助	
就業時間 (休憩時間)	午前 10 時から午後 4 時まで	
出勤日 (休日)	週 4 日 (休日 : 日曜・祝日)	
給与 (賃金)	時給 1,300 円 別途交通費支給	
給与支払	月末締め翌月 5 日払い	
給与振込先	三菱 UFJ 銀行 町田駅前支店 普通	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。 令和 5 年 10 月 30 日 雇用者 井関貴史事務所 井関 貴史 被雇用者		

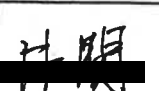
参考様式第 2 号

出勤簿 (2023 年 9 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	金					
2	土					
3	日					
4	月					
5	火					
6	水					
7	木					
8	金					
9	土					
10	日					
11	月					
12	火					
13	水					
14	木					
15	金					
16	土					
17	日					
18	月					
19	火					
20	水					
21	木					
22	金					
23	土					
24	日					
25	月					
26	火					
27	水					
28	木					
29	金	13:00	17:00	04:00	00:00	往復840円
30	土					
合 計				4:00	0:00	
出勤日数				1		

時間給	¥	5,200
交通費	¥	840
計	¥	6,040

雇用者確認欄 (署名又は押印)


出勤簿 (2023 年 10 月)

氏名: [REDACTED]

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	日					
2	月					
3	火					
4	水					
5	木					
6	金					
7	土					
8	日					
9	月					
10	火					
11	水					
12	木					
13	金					
14	土					
15	日					
16	月	09:00	17:00	07:00	00:00	休憩1時間 往復840円
17	火					
18	水					
19	木					
20	金					
21	土					
22	日					
23	月	10:00	17:30	06:45	00:00	休憩45分 往復840円
24	火					
25	水					
26	木					
27	金					
28	土					
29	日					
30	月	10:00	16:00	06:00	00:00	往復840円
31	火	10:00	16:00	06:00	00:00	往復840円
合 計				25:45	0:00	
出勤日数				4		

時間給	¥	33,475
交通費	¥	3,360
計	¥	36,835

雇用者確認欄 (署名又は押印)
井 明

出勤簿 (2023 年 11 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	水					
2	木	10:00	16:00	06:00		往復840円
3	金					
4	土					
5	日					
6	月					
7	火					
8	水					
9	木	10:00	16:00	06:00		往復840円
10	金					
11	土					
12	日					
13	月	10:00	16:00	06:00		往復840円
14	火	10:00	16:00	06:00		往復840円
15	水					
16	木	10:00	16:00	06:00		往復840円
17	金					
18	土					
19	日					
20	月	10:00	16:00	06:00		往復840円
21	火	10:00	16:00	06:00		往復840円
22	水					
23	木					
24	金					
25	土					
26	日					
27	月	10:00	14:00	04:00		往復840円
28	火					
29	水	10:00	16:00	06:00		往復840円
30	木	10:00	16:00	06:00		往復840円
合 計				58:00	0:00	
出勤日数				10		

時間給	¥	75,400
交通費	¥	8,400
計	¥	83,800

雇用者確認欄
(署名又は押印)XXXXXXXXXX

出勤簿 (2023 年 12 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	金					
2	土					
3	日					
4	月	10:00	16:00	06:00		往復840円
5	火					
6	水	10:00	16:00	06:00		往復840円
7	木					
8	金	10:00	16:00	06:00		往復840円
9	土					
10	日					
11	月					
12	火	10:00	16:00	06:00		往復840円
13	水					
14	木					
15	金	10:00	16:00	06:00		往復840円
16	土					
17	日					
18	月	10:00	16:00	06:00		往復840円
19	火					
20	水	10:00	16:00	06:00		往復840円
21	木					
22	金	10:00	13:00	03:00		往復840円
23	土					
24	日					
25	月	10:00	16:00	06:00		往復840円
26	火					
27	水					
28	木					
29	金	10:00	16:00	06:00		往復840円
30	土					
31	日					
合 計				57:00	0:00	
出勤日数				10		

時間給	¥	74,100
交通費	¥	8,400
計	¥	82,500

雇用者確認欄
(署名又は押印)XXXXXXXXXX

出勤簿 (2024 年 1 月)

氏名: [REDACTED]

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	月					
2	火					
3	水					
4	木					
5	金	10:00	16:00	06:00		往復840円
6	土					
7	日					
8	月					
9	火	10:00	16:00	06:00		往復840円
10	水	10:00	16:00	06:00		往復840円
11	木	10:00	16:00	06:00		往復840円
12	金	10:00	16:00	06:00		往復840円
13	土					
14	日					
15	月					
16	火					
17	水	10:00	16:00	06:00		往復840円
18	木	10:00	16:00	06:00		往復840円
19	金					
20	土					
21	日					
22	月	10:00	16:00	06:00		往復840円
23	火	10:00	16:00	06:00		往復840円
24	水					
25	木	10:00	16:00	06:00		往復840円
26	金	10:00	15:00	05:00		往復840円
27	土					
28	日					
29	月	10:00	16:00	06:00		往復840円
30	火	10:00	16:00	06:00		往復840円
31	水	10:00	16:00	06:00		往復840円
合 計				83:00	0:00	
出勤日数				14		

時間給	¥	107,900
交通費	¥	11,760
計	¥	119,660

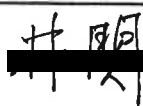
雇用者確認欄 (署名又は押印)
[REDACTED]

出勤簿 (2024 年 2 月)

氏名:

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	木	10:00	15:30	05:30		往復840円
2	金	10:00	16:00	06:00		往復840円
3	土					
4	日					
5	月	10:00	16:00	06:00		往復840円
6	火					
7	水	10:00	16:00	06:00		往復840円
8	木	10:00	16:00	06:00		往復840円
9	金	10:00	16:00	06:00		往復840円
10	土					
11	日					
12	月					
13	火	10:00	16:00	06:00		往復840円
14	水	10:00	16:00	06:00		往復840円
15	木	10:00	16:00	06:00		往復840円
16	金	11:00	17:00	06:00		往復840円
17	土					
18	日					
19	月	10:00	16:00	06:00		往復840円
20	火	10:00	16:00	06:00		往復840円
21	水					
22	木	10:00	16:00	06:00		往復840円
23	金					
24	土					
25	日					
26	月	10:00	16:00	06:00		往復840円
27	火	10:00	16:00	06:00		往復840円
28	水					
29	木	10:00	16:00	06:00		往復840円
合 計				95:30	0:00	
出勤日数				16		

時間給	¥	124,150
交通費	¥	13,440
計	¥	137,590

雇用者確認欄
(署名又は押印)


雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名 井関 貴史

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]		
住所	〒[REDACTED] 堺市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	2023年10月1日 ～ 2024年3月31日		
雇用形態	☒ 直接雇用 ☐ その他(派遣等)		
勤務時間数	28 時間 / 週 (1日 7時間× 4日 / 週) ※業務内容によって勤務時間、勤務日数に変動有		
賃金額	☐ 月額 ☐ 日額 ☒ 時給	1,300 円	
業務内容	☒ 政務活動 ☐ 政党活動 ☒ 後援会活動 ☐ ()活動		
按分		☒ 勤務実態をもとに算定 <u>(週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 22.4 時間</u> (週勤務時間数) 28 時間	
	80 %	☐ 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	☐ 生計を一にしない親族 ☒ 第三者 ☐ その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考			

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動＋後援会活動	1 / 2
政務活動＋後援会活動＋政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな	■■■■■■■■■■	生 年 月 日
氏 名	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■
現 住 所	大阪府堺市 ■■■■■■■■■■	TEL ■■■■■■■■■■
下記の条件で契約します。		
雇用期間	2023 年 10 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで	
就業場所	堺市堺区南三国ヶ丘町 3-5-24 井関貴史事務所	
仕事内容	政務活動の補助	
就業時間 (休憩時間)	午前 9 時から午後 5 時まで (休憩時間：正午から午後 1 時まで)	
出勤日 (休日)	週 3 日 (休日：日曜・祝日)	
給与 (賃金)	時給 1,300 円 別途交通費支給	
給与支払	月末締め翌月 5 日払い	
給与振込先	池田泉州銀行 北野田支店 (042) 普通 ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。 令和 5 年 9 月 29 日 雇用者 井関貴史事務所 井関 貴史 ■■■■■■■■■■ 被雇用者 ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■		

出勤簿 (2023 年 10 月)

氏名: [REDACTED]

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	日					
2	月	10:00	16:00	06:00	00:00	往復580円
3	火	09:00	17:00	07:00	00:00	休憩1時間 往復580円
4	水					
5	木					
6	金					
7	土					
8	日					
9	月					
10	火	09:00	17:00	07:00	00:00	休憩1時間 往復580円
11	水	09:00	15:00	06:00	00:00	往復580円
12	木					
13	金					
14	土					
15	日					
16	月					
17	火					
18	水	09:00	17:00	07:00	00:00	休憩1時間 往復580円
19	木					
20	金	09:00	17:00	07:00	00:00	休憩1時間 往復580円
21	土	09:00	13:00	04:00	00:00	往復580円
22	日					
23	月					
24	火					
25	水					
26	木					
27	金					
28	土					
29	日					
30	月	09:00	17:00	07:00	00:00	休憩1時間 往復580円
31	火					
合 計				51:00	0:00	
出勤日数				8		

時間給	¥	66,300
交通費	¥	4,640
計	¥	70,940

雇用者確認欄
(署名又は押印)[REDACTED]

出勤簿 (2023 年 11 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	水					
2	木					
3	金					
4	土					
5	日					
6	月					
7	火					
8	水	09:00	15:00	06:00		往復580円
9	木					
10	金					
11	土					
12	日					
13	月					
14	火					
15	水	09:00	17:00	07:00		休憩1時間 往復580円
16	木					
17	金					
18	土					
19	日					
20	月	10:00	15:20	05:20		往復580円
21	火					
22	水	09:00	17:00	07:00		休憩1時間 往復580円
23	木					
24	金	09:00	17:00	07:00		休憩1時間 往復580円
25	土					
26	日					
27	月					
28	火					
29	水	10:30	17:00	05:30		休憩1時間 往復580円
30	木					
合計				37:50	0:00	
出勤日数				6		

時間給	¥	49,183
交通費	¥	3,480
計	¥	52,663

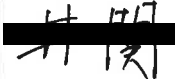
雇用者確認欄
(署名又は押印)XXXXXXXXXX

出勤簿 (2023 年 12 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	金	09:00	17:00	07:00	00:00	休憩1時間 往復580円
2	土					
3	日					
4	月					
5	火					
6	水	09:00	15:00	06:00	00:00	往復580円
7	木	09:00	13:00	04:00	00:00	往復580円
8	金	09:00	15:00	06:00	00:00	往復580円
9	土					
10	日					
11	月	09:00	13:00	04:00	00:00	往復580円
12	火					
13	水	09:00	15:00	06:00	00:00	往復580円
14	木					
15	金	09:00	15:00	06:00	00:00	往復580円
16	土					
17	日					
18	月	09:00	15:00	06:00	00:00	往復580円
19	火					
20	水	09:00	15:00	06:00	00:00	往復580円
21	木	09:00	15:00	06:00	00:00	往復580円
22	金	09:00	14:00	05:00	00:00	往復580円
23	土					
24	日					
25	月					
26	火					
27	水	09:00	15:00	06:00	00:00	往復580円
28	木	09:00	14:30	05:30	00:00	往復580円
29	金	09:00	15:00	06:00	00:00	往復580円
30	土					
31	日					
合 計				79:30	0:00	
出勤日数				14		

時間給	¥	103,350
交通費	¥	8,120
計	¥	111,470

雇用者確認欄 (署名又は押印)


出勤簿 (2024 年 1 月)

氏名:

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	月					
2	火					
3	水					
4	木					
5	金					
6	土					
7	日					
8	月					
9	火					
10	水					
11	木					
12	金					
13	土					
14	日					
15	月					
16	火					
17	水	09:00	15:00	06:00	00:00	往復580円
18	木					
19	金	09:00	15:00	06:00	00:00	往復580円
20	土					
21	日					
22	月					
23	火					
24	水	09:00	15:00	06:00	00:00	往復580円
25	木					
26	金					
27	土					
28	日					
29	月	09:00	15:00	06:00	00:00	往復580円
30	火					
31	水	09:00	15:00	06:00	00:00	往復580円
合 計				30:00	0:00	
出勤日数				5		

時間給	¥	39,000
交通費	¥	2,900
計	¥	41,900

雇用者確認欄
(署名又は押印)

押印

事務所（使用）状況報告書

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会 井関貴史

管理責任者 (議員名)	井関 貴史		
事務所名	井関貴史事務所		
所在地	〒 590-0023 堺市堺区南三国ヶ丘町 3-5-24 TEL 072 (222) 3022		
兼用の有無	☐ 自宅兼事務所 ☒ 専用事務所 (賃貸借契約先 氏)		
	他用途との兼用 ☒ 有 ⇒ ☐ 無	☐ 私的使用	
		☒ 後援会事務所	
		☒ 政党活動事務所	
		☐ 会社等 (関係団体)	
延べ面積	約 69 m ²	賃借料	月額 80,000 円 (政務活動費充当額 64,000 円)
政務活動事務所 として使用する 割合	80%	(次のいずれかの説明方法を選択) ☐ 使用面積による 使用面積 m ² /延べ面積 (m ²) ☒ 使用時間による 月 120 時間のうち 96 時間	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	☒ 電気代・・・ 80% ☒ 水道代・・・ 80% ☐ ガス代・・・ % ☒ 固定電話代・・・ 80% ☒ その他 (廃棄物収集)・・・ 80%	
	駐車場 賃借料	無	
所有区分	☐ 生計を一にしない親族 ☒ 第三者 ☐ その他 () ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備 考			

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

建物賃貸借契約書

建物賃貸借契約書

貸主 日本フィナンシャルマネジメント株式会社を甲とし、借主 井関貴史事務所(井関貴史)を乙とし、次のとおり建物賃貸借契約書(以下、「本契約」という。)を締結する。

I. 標記

(1) 賃貸借の目的物

所在地	堺市堺区南三国ヶ丘町3丁5-24	住居表示	堺市堺区南三国ヶ丘町3丁5-24
家屋番号		建物種類	木造連棟2階建て
構造	木造2階建て	床面積	1階2階 約21坪
間取り	1階ワンフロア(トイレ付)2階ワンフロア(トイレ付)		
付属設備	現状有姿とする	付属施設	現状有姿とする
特記事項	契約期間は2年間とする。 内装工事は契約者負担とする。退去時は現状有姿とする。		

(2) 賃貸借契約期間

始期 令和4年4月1日 より 終期 令和6年3月31日まで 2年間とする。

(3) 賃料、共益費

	金額	共益費	振込の場合
賃料税込	月額 80,000 円	無し	池田泉州銀行 新金岡支店
水道代	実費		普通 〇〇〇〇 日本フィナンシャルマネジメント株式会社 (ニホンフィナンシャルマネジメントカブシキガイシャ)

(4) 保証金

礼金	〇〇〇〇	解約引き	
----	------	------	--

(5) 賃貸人及び管理人

賃貸人	住所	大阪府堺市堺区市之町東 5-2-14
	氏名	日本フィナンシャルマネジメント株式会社
管理人	住所	大阪府堺市堺区市之町東 5-2-14
	氏名	日本フィナンシャルマネジメント株式会社

(6) 入居者

入居者	氏名	職業(勤務先・通学先など)	続柄	年齢
	井関貴史事務所			
	(井関貴史)			

(7) 連帯保証人

連帯保証人	住所			
	氏名	〇〇〇〇	年齢	

II. 契約条項

第1条（目的及び用途）

1. 甲はその所有する標記物件（以下「本物件」という。）を次項に規定する用途に供することを目的として乙に賃貸し、乙はこれを貸借することを約する。
2. 乙は、本物件を事務所として貸借使用するものとし、それ以外の目的に使用してはならない。

第2条（賃貸借期間）

1. 賃貸借期間は標記のとおりとする。但し、期間満了までに双方異議のない場合は1年間の自動更新とし、その後も同様とする。

第3条（賃料等）

1. 賃料および共益費は、標記のとおりとする。
2. 乙の支払う共益費は、本物件の共用部分および共用施設の維持管理に必要な費用に充当される。
3. 乙は、翌月分の賃料および共益費をそれぞれの消費税を加算し、毎月末日までに翌月分を乙は甲の指定する金融機関口座に振り込みにより支払うこととする。但し、振込にかかる費用は乙の負担とする。
4. 1ヶ月に満たない賃料等は、1ヶ月を30日として日割計算する。
5. 甲および乙は、土地または建物に対する租税その他の公課の負担の増減により、または近傍類似の建物の賃料等に比較して賃料が不相当となったとき、あるいは維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、相手方に対し、賃料等の増減を請求することができるものとする。

第4条（保証金）

1. 本契約につき、保証金は標記のとおりとする。

第5条（本物件の造作等）

1. 乙は、本物件内について第1条第2項の使用目的のため内装および設備工事等施工するときは、仕様・工程等につき事前に甲の書面による承諾を得た後に、自らの責任と費用負担のもとに実施することができる。ただし、この場合施工業者については、甲および乙の双方が協議のうえ決定する。
2. 乙は、前項の工事を実施するときは、周辺の第三者に損害・迷惑などを及ぼすことのないよう注意して施工するものとし、当該工事によって、本物件を毀損または滅失せしめたときは、直ちに甲に通知すると共にその損害を賠償せねばならず、また、第三者から異議苦情等の申出があったときは、乙の責任と負担において速やかにこれを解決しなければならない。

第6条（設備・造作等の変更）

1. 乙が本物件の内外装設備・仕様または前条により乙が施工した造作を下記の各号に定めることその他、改造、除去、変更するなど現状を変更しようとするときは、あらかじめ甲に仕様書、設計図、請負業者届を提出し、書面による承諾を得たのちに着手しなければならない。
 - （1）本物件内の造作、間仕切、建具等の新增設または、模様替え
 - （2）電灯の新增設、移設、電話の引込架線、およびその他の設備の新增設、移転、変更など
 - （3）本物件の外表面（出入口扉、窓ガラス、シャッター等を含む）での商号、商標、その他の表示
2. 前項の工事に要する費用は、乙の負担とする。

第7条（修理等）

1. 本物件の主要構造部の維持保全に必要な処理は甲の負担とし、本物件内の畳・建具類、壁面・天井のクロス、フロアシート、ガラス、照明器具、その他付属品等の損耗による修理および厨房設備、トイレ、冷暖房器、給湯器、換気扇、給排水設備、付属機械設備等付属設備の修理は、乙の負担において行う。
2. 乙は、本物件につき修繕を必要とする箇所を発見したときには、速やかに甲に通知しなければならない。
3. 乙は、本物件および諸造作設備の修理を自らの負担において実施する場合であっても、その修理方法についてはあらかじめ甲の書面による承諾をえなければならない。

第8条（免責）

1. 地震、火災、風水害等の災害、盗難その他不可抗力と認められる事故、または甲・乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲または、乙の損害について、甲または乙は互にその責を負わないものとする。

第9条（遵守事項）

1. 乙は、善良なる管理者の注意をもって本物件および本物件建物内の諸設備を使用しなければならない。また、乙の営業活動にかかり、近隣移住者等に迷惑となるような一切の行為をしてはならない。

第10条（乙の届出義務）

1. 乙または連帯保証人は、次の各号の一に該当するときは、直ちに書面により甲に届け出なければならない。
 - （1）乙の住所、商号、営業種目、組織、代表者に変更が生じたとき
 - （2）乙または連帯保証人が、禁治産、準禁治産の宣告を受けた時、または連帯保証人が破産し

たとき

- (3) 標記に記載した入居者に変更のあるとき
- (4) 乙または連帯保証人が死亡したとき
- (5) 1カ月以上にわたり不在する場合における不在期間および連絡先
- (6) 本物件を毀損または滅失したとき
- (7) 出入口の鍵を紛失したとき若しくは取り替えるとき

第11条（許可が必要な事項）

1. 乙は、次の各号の一に該当する行為をしようとするときは、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。
 - (1) 大型金庫、大型書庫・ロッカー、機械設備等重量物の搬入据付け等をするとき
 - (2) 第5条（本物件内の造作等）または第6条（設備・造作等の変更）に該当する行為をしようとするとき

第12条（禁止事項）

1. 乙は、次の各号の一に該当する行為を行ってはならない。
 - (1) 本物件の全部または一部について賃借権を譲渡すること
 - (2) 本物件の全部または一部を第三者に転貸すること
 - (3) 本物件において危険な行為、近隣に迷惑となる行為を行うこと
 - (4) 本物件において犬、猫等動物の飼育をすること

第13条（第三者同居の禁止）

1. 乙は、甲の書面による事前の承諾を得ないで、本物件に標記記載の者以外の第三者を同居させまたは使用させ或いは第三次の名義を表示してはならない。

第14条（立ち入り点検）

1. 甲または甲指定の管理人その他甲の指定する者は、建物の保全、衛生、防犯、防火、救護その他建物の管理上必要があると認めたときはいつでも、乙に通知して本物件に立ち入り、これを点検し適宜の措置を講じることができる
2. 前項の規定にかかわらず、非常の場合においては、乙に対する通知なくして前項の行為を行うことができるが、この場合甲は事後速やかに乙に報告するものとする
3. 前二項場合、乙は甲の措置に協力しなければならない

第15条（契約の解除）

1. 乙が次の各号の一に該当したときは、甲は、何らの催告なしに本契約を解除することができる。

- (1) 第1条の使用目的に違反した時
- (2) 第3条の賃料の支払を2ヶ月以上滞納した時
- (3) 第11条（許可が必要な事項）のいずれか一に違反したとき
- (4) 第12条（禁止事項）のいずれか一に違反したとき
- (5) 第13条（第三者同居の禁止）の規定に違反したとき
- (6) 反社会的集団（暴力団、暴走族、過激な政治団体等）の関係者であることが判明し、またはこれらの団体に加盟したとき
- (7) その他本契約に関し重大な義務違反があったとき

第16条（契約の終了）

1. 次の各号の一に該当することがあったときは、本契約は終了するものとし、その結果生じた損害について、甲乙相互に損害賠償の請求をしない。
 - (1) 天災地変、火災その他甲および乙のいずれの責に帰すことのできない事由により本物件の全部または一部が滅失もしくは毀損して本物件の使用が不可能になったとき。
 - (2) 法令または条例の施行もしくは公権力の行使、関係官庁の指導等による本物件の収用、取り払い、使用禁止等の事由が発生したとき。

第17条（契約解約）

1. 甲または乙は、本契約を解除しようとするときは、甲については6ヵ月、乙については2ヵ月以上の猶予をもってそれぞれ相手方に書面で予告しなければならない。ただし、乙は、予告に代えて賃料および共益費の2ヵ月分相当額を支払い即時解約することができる。

第18条（明渡し）

1. 乙は、本契約終了と同時に、本物件を甲に明け渡さなければならない。この場合において、乙は本物件に付加した設備等を自己の費用をもって除去し、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状に回復しなければならない。
2. 乙は、明渡しに際し、乙の費用で本物件に付加した一切の造作について甲にその買取りを請求することはできない。
3. 乙は、明渡しに際し、移転料、立ち退き料等名目の如何を問わず甲に対し、一切の金銭請求をすることはできない。
4. 乙は、明渡しが遅滞したときには、甲に対し、遅滞日数分の賃料および共益費の倍額相当額を損害金として支払わなければならない。

第19条（連帯保証人）

1. 標記連帯保証人は、本契約に基づく乙の一切の債務につき乙と連携して履行の責を負う。
2. 乙は、連帯保証人につき無資力、死亡等資格要件を欠くに至ったときには甲の認める他の連

帯保証人を付すものとする。

第20条（雑 則）

1. 本物件における電気、ガス、上下水道、電話等の使用については、乙が直接当該事業者と契約を締結するものとする。

第21条（消費税）

1. 乙は、第3条に定める賃料および共益費、第4条第2項の解約時控除金および第18条第4項の損害金について、消費税としてそれらの10%相当額を負担するものとする。

第22条（協議事項）

1. 本契約に定めがない事項、または本契約条項に解釈上の疑義が生じた事項については、および乙が、民法その他関係法規および不動産取引の慣行に従い誠意をもって協議し、解決するものとする。

上記各項承諾のうえ確実に履行することを誓約し、連帯保証人及び各自署名捺印して建物質貸借契約書とする。本証書を二通作成し、各々一通を保有するものとする。

令和4年4月1日

貸貸人(甲)及び管理者

住 所: 大阪府堺市堺区市之町東5-2-14

氏 名: 日本フィナンシャルマネジメント株式会社

代表取締役 坂本 勝

電話番号: 072-225-0909

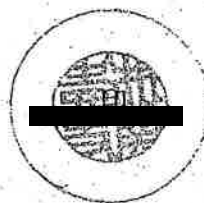


賃借人(乙)

住 所: 堺市

氏 名: 井関 貴史

電話番号:

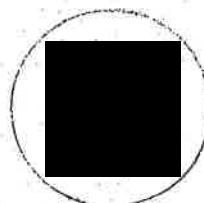


連帯保証人

住 所: 堺市

氏 名:

電話番号:



所有者変更のお知らせ

令和5年1月吉日

賃借人各位 様

前略、貴殿益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は本物件の運営管理にご理解と格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本物件は、今般不動産売買に基づき所有権が移転されました。

従いまして、所有者日本フィナンシャルマネジメント株式会社から賃貸借にかかる一切の権利を
[REDACTED] が継承します。

尚、貴殿との賃貸借契約は、引き続き同一の賃貸借条件にて新所有者に継承されることとなりますが、賃料等の支払いについては令和5年3月分より下記口座にお振込下さるようお願い申し上げます。

旧所有者 堺市堺区市芝町東5丁2番14号
日本フィナンシャルマネジメント株式会社
代表取締役 坂本 勝



新所有者

高石 亨

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

連絡先

TEL :

FAX :

[REDACTED]

自宅

[REDACTED]

令和5年 月分家賃より

新振込先

銀行名

大阪信用金庫

支店名

和泉支店

預金種類

普通

口座番号

[REDACTED]

名義人

[REDACTED]

※振込手数料は賃借人負担にてお願いいたします。

この書類は重要ですので、賃貸借契約書と一緒に保管しておいてください。

一般廃棄物収集運搬委託契約書

井 関 貴 史 事 務 所

堺市北区東浅香山町1丁49番地
泉都興業株式会社
TEL 072 (255) 2277
FAX 072 (255) 2279



一般廃棄物収集運搬委託契約書

排出事業者である井関貴史事務所（以下「甲」という。）及び一般廃棄物収集運搬業者である泉都興業株式会社（以下「乙」という。）は、一般廃棄物の収集運搬に関して次の通り契約を締結します。

第1条（目的）

本契約は、一般廃棄物の収集運搬の委託に関し、甲が乙に委託する本委託業務（第2条に定義される。）の適正かつ円滑な遂行を確保することを目的とします。

第2条（本委託業務の内容）

1. 乙は、甲がその事業より排出する一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第2項に規定される「一般廃棄物」のうち、同第3項に規定される「特別管理一般廃棄物」を除いたものをいい、以下「本件廃棄物」という。）の収集運搬をします。

2. 乙は、以下のとおり、本件廃棄物の収集運搬を行います。

収 集 場 所：堺市堺区南三国ヶ丘町3-5-24 井関貴史事務所

収 集 日：原則として、火曜日、金曜日の毎週2回。

ただし、1月1日から1月3日までを除く。

収集量の目安：御見積書に準ずる。（1回の収集当たり36リットル×1個）

運 搬 先：クリーンセンター東工場 第一工場／クリーンセンター東工場 第二工場／
クリーンセンター臨海工場のうち堺市が指定する清掃工場

第3条（本委託業務の報酬）

甲は、1ヶ月あたりの本委託業務の報酬として、乙に対し、金3,500円（消費税別）を毎月末締め翌月支払いとします。

甲の指定する金融機関口座自動振替（8日）により支払うこととします。

第4条（乙の履行上の義務）

乙は、関係法令を遵守し、本委託業務を丁寧に遂行するものとします。

第5条（機密保持）

甲及び乙は、本契約に関し、業務上知りえた相手方の機密を第三者に漏らしません。

第6条（通常外作業）

第2条第2項に規定する収集日以外の日に収集する場合、又は第2条第2項に規定する収集日に複数回の本件廃棄物の収集運搬（以下「通常外作業」という。）を要する場合には、甲は、乙に対し、事前に通知し、かつ通常外作業にかかる報酬を協議して決定し、第3条の報酬に加算して支払うこととします。

第7条 (内容の変更)

1. 甲及び乙は、本契約の内容を変更する場合には、協議の上、書面にて変更するものとします。
2. 収集量の実績が、第2条第2項に規定する収集量の目安と著しく差がある場合には、甲及び乙は、本契約の内容に関し協議するものとします。この協議により本契約の内容を変更する場合には、第1項の規定に従うものとします。

第8条 (本契約の終了原因・解除)

1. 本契約は、第2条第2項に規定する収集場所が、乙が一般廃棄物収集運搬業者の許可を受けた市町村長の管轄する区域外に変更された場合、又は、乙の一般廃棄物収集運搬業者の許可が取り消され、失効し、若しくは、乙が事業停止処分を受けた場合等、本委託業務の遂行が客観的に不能となった場合、何らの意思表示を要することなく、当然に終了します。
2. 甲又は乙は、相手方に著しい契約違反があった場合又は相手方の重過失により損害を被った場合その他甲乙間の信頼関係が破壊されたと認められる場合には、事前に相手方に通知することなく本契約を解除できます。

第9条 (契約期間)

本契約の契約期間は、2019年11月1日から2020年10月31日までの1年間とし、当該契約期間（当該契約期間が更新された場合には、更新後の契約期間）満了の2ヶ月前までに、甲又は乙の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れがない限り、同一条件で更に1年間自動的に更新されたものとし、その後も同様とします。

第10条 (暴力団等排除条項)

1. 甲は、乙に対し、現在及び将来において、自ら又はその代表者、役員、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が次の各号の一にも該当しないことを表明し保証する。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋、社会運動・政治活動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他の反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」という。）。
 - (2) 反社会的勢力でなくなった日から5年を経過しないもの。
 - (3) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (4) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (5) 反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
 - (6) 反社会的勢力に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (7) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
 - (8) 自ら又は第三者を利用して、次項各号の一にでも該当する行為を行うもの。
2. 甲又は乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3. 甲が第1項の表明保証に違反した場合又は第2項各号のいずれかに該当する行為をした場合、乙は何らの通知又は催告をすることなく直ちに本契約の全部又は一部について、当然に期限の利益を失わせ、履行を停止し、又は解除すること（以下本条において総称して「解除等」という。）ができる。
4. 前項による解除等の場合、乙は甲に損害が生じても何らこれを賠償若しくは補償することを要せず、また、かかる解除等により乙に損害が生じたときは、甲はその損害を賠償するものとする。

本契約の成立を証するために本書を2通作成し、甲、乙は各々記名押印のうえ、甲乙各1通を保管します。

2019 年 10 月 21 日

〒590-0023 堺市堺区南三国ヶ丘町3-5-24

甲 住 所： 堺市議会議員

事業所名：

井 関 貴 史

代表者名： TEL072-222-3022 FAX

乙 住 所： 堺市北区東浅香山町1丁49番地

事業所名： 泉 都 興 業 株 式 会 社

代表者名： 代表取締役 関 口 謙 治

様式第13号（第6条関係）

備 品 台 帳

会派の名称・議員氏名 井関 貴史

購入年月日	品 名	形質	購入金額 (税込)	政務活動費 充当額	耐用 年数	償却完了 年月日	処分年月日・事由
2023. 5. 29	Microsoft Surface Pro9	パソコン	158,180 円	126,544 円 (按分率 80 %)	5 年	2028. 5. 29	
2023. 6. 22	Panasonic ティモ・S「BE-FTS631」 26 インチ	電動 自転車	154,790 円	123,832 円 (按分率 80 %)	5 年	2028. 6. 22	
2023. 11. 22	iPhone15 Pro Max 512GB	携帯電話	219,800 円	175,840 円 (按分率 80 %)	5 年	2028. 11. 22	
				(按分率 %)	年		
				(按分率 %)	年		

備考1 1品目100,000円以上300,000円未満の備品について記入すること。

2 購入年月日、償却完了年月日又は処分年月日の属する月は、使用していたものとみなす。

出張報告書

令和5年10月20日

会派の名称・議員氏名 井関 貴史

出張報告は下記のとおりです。

記

1. 目 的

福岡市役所を訪問し、「行政DX」及び「戦略的広報」の取組についてヒアリングする。

佐賀県の「産業スマート化センター」を見学し、産業DXやイノベーション推進についてヒアリングする。

2. 期 間 令和5年10月12日（木）～令和5年10月13日（金）

3. 日 程 等

	月 日	時 刻	出張先（都市・施設名等）
①	10月12日（木）	13:30～15:30	福岡市役所
②	10月13日（金）	10:00～12:00	佐賀県「産業スマート化センター」

4. 面談者

（福岡市）総務企画局 DX戦略局 データ活用推進課長 ■■■氏

総務企画局 DX戦略部 データ活用推進課 係長 ■■■氏

総務企画局 DX戦略部 DX戦略課 係長 ■■■氏

市長室 広報戦略室 広報戦略課長 ■■■氏

市長室 広報戦略室 広報戦略課 企画係長 ■■■氏

市長室 広報戦略室 広報課長 ■■■氏

市長室 広報戦略室 広報課 広報第3係長 ■■■氏

こども未来局 こども政策部 こども政策課長 ■■■氏

こども未来局 こども政策部 こども政策課 企画係長 ■■■氏

(佐賀県) 産業労働部 産業DX・スタートアップ推進グループ 副課長 ■■■氏

産業労働部 産業DX・スタートアップ総括監 ■■■氏

産業スマート化センター 所長 ■■■氏

産業スマート化センター（（株）佐賀県電算センター 公共事業本部

インフラビジネス部システム3グループサブマネージャー） ■■■氏

5. 報告内容【調査内容や成果等について、具体的に記載すること】

①福岡市役所

【質問事項】

(行政 DX について)

・ DX 計画の特徴について

ノンストップ行政の実現→行政手続きのオンライン化が最優先

人的資源は福祉など「人のぬくもり」が必要な分野に

誰もが支障なく利用できる「市民目線の DX」

R5.6「福岡市 DX 戦略」

デジタル技術やデータの積極活用

地域活動・経済活動の活性化、行政事務の効率化

・ DX 推進体制について

R2.11「DX 戦略課」設置

官民連携の PT

R4 末年間処理件数の 90%以上をオンライン化達成 (92.1%)

・ 業務効率化に資する具体的取組について

RPA の活用推進

R1～ RPA・AI-OCR を導入 年間 13,270 時間の自動化

窓口業務に専念でき、市民サービスの向上に

業務知識・業務の質の向上

アナログ規制の見直し

R3.12 国は目視や対面を義務付けた「アナログ規制」の一掃へ

R4.2 福岡市では先行して条例・規則・要綱等の点検を開始

市で見直し可能なものについては速やかに改正

市内間の住所変更については、届け出が不要になるように改正

475 項目を洗い出し、国の動向を見ながら見直し

デジタル改善目安箱で、アナログ的な手続きについての情報を募集

* 法令に基づかないもので条例で規定しているものに関して見直している。

国の法令に見直しが必要なものについては、国の動向を注視している。

・ 住民サービスの向上につながる具体的取組について

行政手続きのオンライン化

電子申請システムの刷新 (マイナンバーカードによる電子署名、クレカ決済)

住民票の写し・税務証明書のオンライン申請

高齢者乗車券の申請 (利用者 3.2 倍、満足度 4.4/5)

引っ越しのオンライン予約 (利用者 3.0 倍、満足度 4.2/5)

水道の開始・中止申請、就学援助の継続申請、屋外広告物に関する手続き

リモート窓口

R4 離島を含め 10 か所で実証実験

区役所から遠い地域も公民館 (市有・校区) でモニター越しに手続き・相談可

(高齢者在宅サービス、保育施設の利用相談、保険料の納付相談等)

福祉・介護・健康・医療に関する相談ニーズが高い

データを活用したプッシュ型行政

市民が利用できるサービス等を行政から積極的に案内

「ふくおかサポート」一人ひとりの属性やニーズに合わせプッシュ型でお届け

マイナンバーカード登録者対象に、就学援助、高齢者乗車券、がん検診等
マイナンバーカード情報などの活用により精度の高い情報提供

R5.8末 4300人登録

図書館デジタル貸出カード（完全オンライン利用も可能に）

デジタル身分証（年齢割引等）

福岡市公式アカウント（185万人）を活用していく方針（メールもあるが）

・民間人材の活用について

DX デザイナー4名

・行政DXにかかる予算規模と費用対効果について

R5 予算で、3億円弱

（1億7289万円ノンストップ窓口、2776万円RPA、8193万円福岡サポート）

費用対効果は図りづらいが、RPAに限れば費用対効果を試算し予算化。

・市内の巻き込み方

トップのリーダーシップが大きい

行政手続きのオンライン化は市長から90%以上をと指示

副市長をトップに局長が参加

オンライン化と同時に、RPAを予算化（伴走型支援）、業務フローの見直し支援

オンライン申請率はまちまち（就学援助は高い、高齢者関係は低い）

・自治会関係のデジタル化

公民館のブログの支援（公民館の職員は市の正規職員ではない）

（戦略的広報について）

・市内の推進体制について

人口164万人で比較的若い世代が多い

広報戦略室に、広報戦略課（4名）・広報課（17名）・報道課（6名）。

メディアとのやり取り、情報交換も役に立つ。

・X（旧ツイッター）やLINEなどSNSを活かした戦略的発信と評価指標について

広報戦略室カウントでは4種類

X→即時性 9万人

Facebook→告知・報告 1万人

Instagram→写真・動画で魅力発信 5.2万人

LINE→生活関連情報 186万人（LINE福岡と協定を結びいち早く取り組み）

フォロワー数やコメントはチェックしているが、特性で使い分けを重視

プロモーションサイト「Fukuoka Facts」、YouTube「福岡チャンネル」

・自治体広報誌や動画サイトの発信内容と評価指標について

紙媒体で広報誌を月2回発行（取材もしっかりした上で掲載）

YouTube「福岡チャンネル」計4チャンネル

福岡市の広報についてアンケートで、80%近くが高評価

・子育て世代の人口誘導に資する戦略的広報について

広報戦略室としてはとりわけ人口誘導のために戦略的に広報していることはない

子育て情報は子育て部局から発信（子育て情報は12時に発信することが多い）

広報戦略としては、こうした取り組みが長期的に効果を発揮すると考えている

・民間人材の活用について

現状、広報戦略室では民間人材はいない

- ・デジタルサイネージの活用について

市営地下鉄全 35 駅、庁舎地下通路をポスター掲示用として管理
民間の街頭ビジョンにも動画を提供している

- ・戦略的広報推進にかかる予算規模と費用対効果について

R5 8775 万円

費用対効果は図りづらい。

お金をかけない広報も重視している。SNS、情報の提供、FukuokaFacts 等も重視
どこから情報を得たかのアンケートによると、広報誌 90%、HP50%、LINE20%

(堺市にどう活かすか)

LINE アカウント 185 万人(堺市 20 万人)など、非常に浸透している印象があった。
行政 DX はまだまだ利用率は低い、おそらく日本の自治体ではトップクラスに進んでいると思われる。(年間 1200 万件の受付数のうち、940 万件以上はオンラインでも申請可能であり、年間 1000 件以上の受付のものはオンライン化を必須とした。)

広報戦略室を約 10 年前に設置。市の 1 年の動きを効果的に拡散できるように工夫している。お金をかけずに SNS を利用したり、取材対応について部局をサポートしたりすることも重視しているとのことである。

堺市として参考になるのは、一つは本人確認(マイナンバーカードによる確認)と電子決済(クレジットカード)のオンライン化であると考える。利用者数の多い住民票等のオンライン申請・郵送交付が実現すれば効果は大きいし、その他の手続も本人確認と電子決済が可能になればオンライン化が可能であるものが多い。

二つ目は、庁内・庁外の巻き込み方である。トップのリーダーシップと RPA を予算化するなど伴走型支援を行うこと、そして、業務フローの見直しまで踏み込んで進めていくことができるかがカギであると感じた。広報戦略については、こちらが発信したい情報の前に、市の取り組み等の内容そのものが優れていることが大事であると感じた。

② 佐賀県・産業スマート化センター

【質問事項】

・産業スマート化センターの施設見学



- ・産業スマート化センターの整備経緯と運営方法、取組について。
非 IT 企業の DX 推進のため、2018 年に設立。DX の駆け込み寺。
本当に AI が必要かどうかも話をする。
オンライン機能。先進技術の体験。マッチング。
サポーターズカンパニー316社あり。
イベント・セミナーの講師。利用者とのマッチング。
佐賀県東京事務所、県企業立地課や既存のサポーターズカンパニーからの紹介
利用者増加は増加している
2018 年 AI、IOT 製造業からの相談
コロナ以降、サービス・小売り・農業など幅広く相談あり
マッチング（スケジュール約 30 日）
近年は価格面も含めてマッチングするように。成約確率はアップ。
企業側が解決したい課題をプレゼンする。（課題解決のキュレーション施策）
相談内容は企業名を伏せて公開
幅広い層にアプローチ
人に焦点を当てて事例紹介 企業規模や業種業態によらず参考になるように。
FACEBOOK LIVE 「SAGA DX RADIO」 DX のトークセッション（お昼時間に）
バーチャルショールーム
SGA Smart Community IT コミュニティを支援。12 のコミュニティを支援。
サテライト 県内 10 拠点。
企業や商工会議所に出向き、出張セミナー
DX 推進ハブ「産業スマート化センター」
外郭団体の産業振興センターではなく佐賀県電算センター・佐賀銀行等 3 社参画
DX コミュニケーター（企業訪問・啓発活動）→DX の押し売り（3 社で競わせる）
DX アクセラレーター（伴奏支援）→6 社で競わせる
- ・県内の産業 DX とイノベーション創出の取組経緯と成果について。
バリューを大切にしたい支援で成果が上がっている
県外での起業家のアワード件数 2 件目標 11 件実績
イベント参加者が激増。視察多数。WEB メディア掲載（ASCI, FORBS）
全国初の DX 推進ハブを核とした産業 DX の取組
次々展開。例のない取組。
スマート化センターを核とした産業 DX への取組、および、

個別指導プログラムを軸としたスタートアップ支援の取組
経年でいうと、重点は変化している。

- ・ 特徴的な事業と予算額について

基本的に国の補助ではなく、独自に企画立案・展開している。

DX 産業 DX 啓発推進事業→個別事業ごとに細分化せず一括で予算取り

DX 人材拡大事業

ST 3本の事業

- ・ デジタルを活用した解決策を提示している推進しているが、職員の採用や研修はどのように行っているのか。

通常の人事ローテーション。OJT。ただし、県全体として民間経験者が多い。

- ・ ITソリューションやサービスを提供しているIT企業を登録しているとのことですが、その仕組みとどのようにマッチングを進めているのか。

個別指導を核とした唯一無二のスタートアップ支援

安易に補助せず、お金を調達する力をつけてもらう

ふるさと納税メニュー提供、上位社だけに補助、出資可能者の紹介

リアルタイムコミュニケーション（Slack, Messenger, Teams）休日・夜間も

11件のアウトソース案件に21企業が参画

一本化せず競い合わせる。（行政が足元を見られないように）

- ・ 佐賀県で起業をする優位性をどのように発信しているのか。

特にないが、都会ではないところで求められるビジネスの種があると考えている。

デジタルと地方

リープブロック→蓄積がないほうがよいところも

多様性の中から創発が生まれる

都会は人が多いが、同じ種類の人が集まりがち

佐賀では、何かするときに、いろいろな人を集めざるを得ない。

- ・ 有田焼等の伝統産業、老舗企業

データ化して保存しておくことが大事。

経営者や職人が次代に残したいかが大事。

（堺市にどう活かすか）

前日に行政 DX についてヒアリングした福岡市と、今日産業 DX についてヒアリングした佐賀県では、主に都市の規模に起因して IT や DX について置かれている立場がずいぶん異なるということを感じた。例えば、IT 企業や人材やそれらへのアクセス性、商業規模の違いや産業構造の違い、都会と20万年の課題の違いなどである。

堺市の都市として置かれた状況からすると、福岡と佐賀の間であると感じられる。福岡市ではYahooをはじめとしたIT企業やその支社などの集積があり、大都市としての都市魅力を背景に若年層の流入がいまも進んでいる状況にある。また、在福岡マスコミや東京の起業家コミュニティなどに対して、直接的にアプローチできる立場にある。一方佐賀では、DX関連の人材がDXに関心のある企業が集まるコミュニティをつくることへの支援もする必要があった。ただしこれは利点になる面もあって、DX関連人材が少ないからこそ、専門性が幅が狭くなりすぎず多様な人材・業種が集いながらDXによる問題解決を進めることができるということにつながっている。DXをどう活かすかという視点と同時に、地域の課題を具体的に把握すること視点も大事なので、地方都市には地方都市なりの優位性もある。

また、DX を推進するための様々な工夫も参考になるものである。例えば、予算取りの段階で、事業ごとに細分化せず「産業 DX 啓発推進事業」として一括して計上することで、目標年限の長い本質的な成果に向けて担当部門が機動的に柔軟に予算を使えるようにしていることなどである。堺市でもこれらの仕組みがふさわしい特定の部署について、導入できるのではないかと考える。さらには、外郭団体に一括で任せることはせず、県から直接関与できるようにしていたり、安易な補助金はせず企業にお金を調達する力をつけてもらうなども重要である。

最後に意見交換の中で、組織運営や企業運営の観点からは「しないことを決める。」ことが大事で、本当にしなければならないことにリソースを集中投下することが大事であるとのお話があった。要するに、これらの取組をまねるだけでは機能せず、「堺市や堺市の企業にとって」の、「本質的な問題点の抽出・共有」と、「課題解決に集中」することが大事であるということである。福岡市と佐賀県ではおかれた立場は異なるが、正確な現状分析をもとにした本質的な目標の設定が大事であることは、DX 推進については特に留意すべきであることは共通したマインドセットである。

出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

10-3, 10-4, 10-5, 10-6, 10-7, 11-17, 11-18